



検査所イメージキャラクター
クアラ

証明書、必要です！

【動物の輸入届出制度】

～動物由来感染症の蔓延を水際で防ぐために～



◇◇◇◇◇ 注意 ◇◇◇◇◇

- ！衛生証明書がない届出対象動物*は一切持ち込めません。
- ！鳥類は証明書があっても鳥インフルエンザ発生国・地域からは一切持ち込めません。
- ！げっし目、ナキウサギ科は死体も届出対象動物です。
南米料理の「クイ」など、食用も対象です。

*届出対象動物とは・・・生きた鳥類および陸生哺乳類
動物検疫所対象動物は届出対象外です（犬、猫、家禽等）

手続を踏まずに持ち込んだ場合は罰則が適用されます。

お問い合わせはこちらまで
厚生労働省成田空港検疫所 輸入動物管理室

TEL: 0476-32-6708 FAX: 0476-32-6725

詳細はHPで <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansensyou12/>
（厚生労働省HP 「動物の輸入届出制度」）

